

京都市立芸術大学食堂等運営業務に関する提案募集について

京都市立芸術大学（以下「本学」という。）は、建学以来144年にわたり、国内外の芸術界や産業界で活躍する人材を輩出し、文化芸術の発展に貢献してきました。

これまでの質の高い芸術教育を継承しながら、現在の本学の抱える課題を解決し、京都芸大が世界に向けて一層の飛躍を果たすとともに、「市民に愛され、誇りに思ってもらえる大学」として、京都のまちとともに発展していくよう、令和5年10月1日に洛西地域の沓掛から京都の玄関口であるJR京都駅東部の崇仁地域に移転しました。

現在、この地域が文化芸術創造の“火床”となり、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンとなることを目指し、世界に冠たる芸術大学として高度な教育研究を実践するとともに、様々な人々が集い、交流する新しいキャンパスの実現を目指しています。

1 業務の目的

本学のE棟1階に設置する食堂及び購買（以下、「食堂等」という。）を事業者の経験とノウハウを生かして、運営し、本学及び京都市立美術工芸高等学校の関係者（以下「利用者等」という。）に栄養バランスのとれた魅力ある食事を提供し、利用者等の憩いの場（食堂等）にすることを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名称

京都市立芸術大学食堂等運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 契約者（発注者）

公立大学法人京都市立芸術大学

(3) 契約期間（予定）

令和6年10月1日～令和9年3月31日（2年半）

※原則、契約期間中の期間の変更はできません。ただし、事業者の企業努力にもかかわらず、利用者数が極端に少ないなど、利益が確保できない場合には、営業開始日から1年半後を目途に、事業者からの申し出により契約を解除することができます。

※事業者決定日～令和6年9月30日は準備期間とします。

準備期間とは、事業者において本業務に必要な人材の育成、資機材の準備等、業務を適正に履行できる体制を整える期間です。なお、準備期間の費用は、事業者の負担とし令和6年10月1日までに食堂等を運営できる体制を整えてください。

3 業務の内容

別紙1「京都市立芸術大学食堂等運営業務仕様書」のとおり

※ 本業務の契約内容は、仕様書を原案として、事業者と詳細な協議を経て、業務内容を確定させます。

4 本業務の実施場所

京都市下京区下之町57番地の1 E棟1階

5 各日程等（予定）

スケジュールは以下のとおりとします（なお、日程等を変更する場合があります。）。

公表等	日程
参加申込書の提出期限	令和6年4月12日（金）～26日（金）
現地見学会（希望者のみ）	令和6年4月30日（火）
質問受付期間	令和6年4月30日（火）～5月2日（木）
回答期限	令和6年5月8日（水）
提案書等の提出期間	令和6年5月8日（水）～10日（金）
審査（書類審査）	令和6年5月中
ヒアリング（必要に応じて）の実施期間	令和6年5月13日（月）～15日（水）
事業者候補の決定	令和6年5月21日（火）

6 事業者選定の方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

本プロポーザルに参加を希望する場合は、「参加申込書」をご提出ください。

7 参加資格に関する事項（次の全ての条件に合致する者であること。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 1年以上継続して、当該業務と類似する業務を営んでいること。
- (3) 法人税又は所得税及び消費税（これらの税のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項に規定によりその納税を猶予されたものを除く。）の滞納がないこと。
- (4) 京都市の市民税及び固定資産税（これらの税のうち、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものを除く。）の滞納がないこと。
- (5) 京都市の水道料金及び下水道使用料（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により、その支払を猶予されたものを除く。）の滞納がないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 京都市による競争入札参加停止を受けていないこと。

8 参加申込書及び提案書等の提出

○ 参加申込書

(1) 提出場所

京都市下京区下之町 5 7 番地の 1 京都市立芸術大学

持参の場合：D 棟 1 階 総務課（契約担当）

郵送の場合：上記に同じ

(2) 提出期間

令和 6 年 4 月 1 2 日（金）～ 2 6 日（金）（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

○ 提案書等

(1) 提出場所

京都市下京区下之町 5 7 番地の 1 京都市立芸術大学

持参の場合：D 棟 1 階 総務課（契約担当）

郵送の場合：上記に同じ

(2) 提出期間

令和 6 年 5 月 8 日（水）から 1 0 日（金）

（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 提出方法

「京都市立芸術大学食堂等運営業務に関する提案書等の作成要領 2 (2) 提案書」
5 部及び同要領 「2 (1) 業務実績調書等」 1 部を厳封し、持参又は郵送により提出
してください。

9 現地見学会（希望者のみ）

(1) 実施場所

京都市下京区下之町 5 7 番地の 1 京都市立芸術大学 E 棟 1 階

(2) 実施日時

令和 6 年 4 月 3 0 日（火）午前 9 時から午前 1 1 時まで

(3) 実施方法

別途、希望者のみに通知します。

10 質問受付期間及び回答

ア 質問受付期間

令和 6 年 4 月 3 0 日（火）～ 5 月 2 日（木）

イ 質問方法

電子メールのみ

ウ 送信先

somukoho@kcua.ac.jp

エ 回答日及び回答方法

令和6年5月8日（水）までに質問者に関する情報を伏せたうえで本学 Web サイトに回答を掲載します。

11 提案書に関するヒアリング（必要に応じて）

ア 実施場所

京都市下京区下之町57番地の1 京都市立芸術大学

イ 実施日

令和6年5月13日（月）～15日（水）（午前9時から午後5時までの間）までの間を予定しており、詳細については、別途通知します。

ウ 実施方法

提案書等の内容を確認するため、ヒアリングを実施する場合があります。

なお、出席者は4名以内とします。

また、配置予定の現場責任者の同席を求める場合があります。

エ その他

参加者からのプレゼンテーションは、予定しておりません。

12 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙2「京都市立芸術大学食堂等運営事業者に関する評価要領」のとおりとします。

13 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「12 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本法人が設置する選定委員会において、提案書等の内容について審査を行い、すべての参加者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定します。

(2) 審査結果の通知

本学 Web サイトにて公表し、受託候補者（第一交渉権者）には、書面をもって通知します。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、契約内容について合意した場合は、契約を締結します。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、本学が要求する水準が満たした次順位の交渉権者を新たな受託候補者とし、協議します。

14 特記事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本件に関する費用は、すべて参加者の負担とします。

(3) 提案書等の返却は行いません。また、提案書等は他の目的には、使用しません。

(4) 提案書等は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、本学が複製を作成することがあります。

(5) 本件において、代表者等と同一人である者の双方が参加したことが判明したときは、

当該代表者等及び同一人である者のした行為は、それぞれ無効にするとともに、参加を停止します。

(6) 業務の実施に当たっては、請負業者賠償責任保険に加入し、事業者の過失等により本学の施設に損害を与えた場合には、補償できる内容としてください。

(7) 個人情報の保護

業務の実施に当たっては、個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じてください。

(8) 秘密保持義務

業務の実施に当たって、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないでください。本業務が終了した後においても同様とします。

(9) 情報の開示

京都市情報公開条例に基づく開示請求により提案書等を公開する場合があります。

令和6年 月 日

公立大学法人京都市立芸術大学
理事長 赤松玉女 様

(提出者)

住所

称号又は名称

代表者

⑩

(連絡先)

職・氏名

電話番号

参加申込書

公立大学法人京都市立芸術大学食堂等運営事業者の公募型プロポーザルに参加したいので、
関係書類を提出します。

なお、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。